

城陽市議会基本条例の検証結果について

1. 今回の検証においては、現行の条文及び解説を変更する必要はないと認めた
2. それぞれの条項の検証結果等は、次のとおり

条項	取組状況および検証結果
前文	・条文に従い、これまでどおり取り組む
第1条	・条文に従い、これまでどおり取り組む
第2条	・条文に従い、これまでどおり取り組む
第3条	・令和3年1月に城陽市議会業務継続計画を策定したが、コロナ禍での課題を抽出のうえ計画の見直し、訓練の実施も含め検討する。 引き続き、条文に従い、取り組む
第4条	・市議会タブレット貸与規程に基づき、議員の調査・研究等に有用な手段として活用できるよう使用の範囲等を検討していく。 引き続き、条文に従い、取り組む
第5条	・条文に従い、これまでどおり取り組む
第6条	・令和3年第3回定例会から会議資料のウェブ公開を実施しており、城陽市議会の個人情報の保護に関する条例・規程に基づき適切に対応する ・参考人制度は、本条例に基づき、請願・陳情審査で実施しているが、市民参画や意見反映の場の充実のための効果的な活用について、さらに検討していく
第7条	・より多くの市民に参加してもらえる方策等について、引き続き検討する ・議会報告会実施要綱において、開催回数を毎年度2回以上と規定しているが、令和3年度、令和4年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からウェブ上での動画配信を実施し、有効な実施方法であると確認した。広聴機能のさらなる充実のため、手段や方法にとらわれることなく双方向の報告会としてウェブ会議システムの利用も見据え、社会情勢に合わせた議会報告会の在り方について、要綱の見直しも含め検討していく ・議会報告会の実施結果の市民周知については、市議会だよりへの掲載のほか、参加者からのアンケート結果を市議会ホームページで公開した
第8条	・令和3年第3回定例会から本会議に加え、委員会についても、インターネットで中継・録画放映を実施。また、令和4年第2回定例会からは委員会の市役所1階ロビーでの会議中継を開始した ・議会広報の編集については、市民がわかりやすい紙面となるよう、その手法について幅広く検討していく
第9条	・採択請願については、市長に対し、その処理経過及び結果について、議会への報告を求めることとしているが、報告内容の市民への周知方法は、市議会だよりへの掲載などを含め、引き続き検討していく
第10条	・条文に従い、これまでどおり取り組む
第11条	・条文の趣旨を受け、速やかに検討を始める
第12条	・条文に従い、これまでどおり取り組む。 会議資料のペーパーレス化等、議会のICT化の推進については引き続き検討する
第13条	・反問権の行使に当たっては、議論の内容を正しく捉えて運用する
第14条	・条文を重んじ、より積極的に取り組む

条項	取組状況および検証結果
第15条	<ul style="list-style-type: none"> ・常任委員会については、委員会間の均衡を図るため、所管の見直しを含め、改めて新しい議会構成の中で検討を加える。また効率的な審査を行うためにも、閉会中の委員会開催を積極的に進めていく ・委員会の市政懇談会は要綱の制定後、開催事例がないため、各委員会において取組を進める
第16条	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度の議員研修(一般研修)については、実施要綱にもとづき、市民に周知したうえで、公開で実施した。 ・専門的知見を有する講師による新人議員研修を徹底する
第17条	<ul style="list-style-type: none"> ・資料の充実と、系統的な整理・保管に向けて一層の取組が必要である ・タブレット端末へ法令、統計など各種データや調査研究に有用な情報を提供することを検討する ・市民の利用を促進できる手法を検討する。
第18条	<ul style="list-style-type: none"> ・調査、法務担当職員の充実強化は急務である ・研修の機会を一層確保するとともに、たゆまぬ自己研鑽を望む
第19条	<ul style="list-style-type: none"> ・条文に従い、市民の代表として、これまでどおり取り組む
第20条	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な議員定数の在り方については、あらゆる機会を通じて得た市民意見も参考に、引き続き検討していく
第21条	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な議員報酬・期末手当の在り方については、あらゆる機会を通じて得た市民意見も参考に、引き続き検討していく
第22条	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、政務活動費の後払い精算方式を導入しているが、今後とも判例や社会情勢に応じて適宜、手引きの見直しを行い、引き続き適正な執行に努めていく
第23条	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の意見を的確に市政に反映させるために、不断の改革に努めることを改めて確認する ・各会派幹事会や議会運営委員会など議会活性化推進会議以外の場で、議会改革の提案・意見が出されることもあることから、三者協議を定義づける
第24条	<ul style="list-style-type: none"> ・条文に従い、これまでどおり取り組む
第25条	<ul style="list-style-type: none"> ・条文に従い、これまでどおり取り組む。 ・検証の方法については、引き続き検討していくとともに、検証の結果、検討すると判断したものについては、所管の会議において速やかに協議を開始する